

国際海上輸出コンテナの総重量の確定方法マニュアル

平成28年4月28日

平成30年12月21日改訂

令和4年10月14日

国土交通省

改訂記録

改訂年月日	改訂番号	改訂内容
平成 28 年 4 月 28 日	初版	-
平成 28 年 5 月 13 日	第 2 版	QA の追加 記載例の追加
平成 30 年 12 月 21 日	第 3 版	ガイドライン改訂に伴う追記・修正
令和 4 年 10 月 14 日	第 4 版	告示改正に伴う追記・修正 ガイドライン改訂に伴う追記・修正

以上

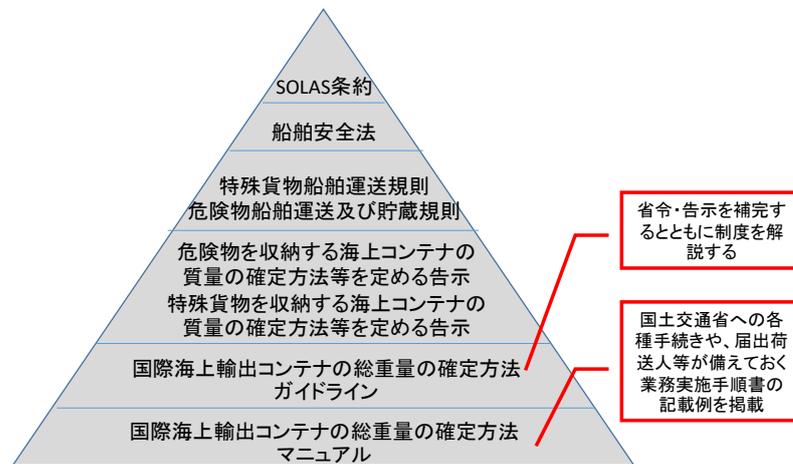
目次

1. マニュアルの位置づけ	4
2. マニュアルに示される内容	5
3. コンテナ総重量の確定方法	6
(1) コンテナ総重量の確定方法の概要	
(2) コンテナ輸出のパターン	
(3) 計量器について	
(4) 計量器の校正・点検・調整方法について	
(5) 「方法1」でコンテナ総重量を確定する方法	
(6) 「方法2」でコンテナ総重量を確定する方法	
(7) 船社又はコンテナヤード責任者へのコンテナ総重量報告方法	
4. 「届出荷送人」になろうとする皆様の手続き	25
(1) コンテナ総重量を確定させる業務の実施手順書	
(2) 国土交通大臣への届出	
(3) 届出の手続きの特例	
(4) 届出書の送付先	
(5) 業務継続（点検結果）の報告	
(6) 業務継続報告の期間に関する特例	
(7) 届出事項の変更	
(8) 業務廃止の届出	
5. 「登録確定事業者」になろうとする皆様の手続き	32
(1) 国土交通省による登録	
(2) 国土交通省への申請	
(3) 申請書の添付書類	
(4) コンテナ総重量を確定させる業務の実施手順書	
(5) 申請書の提出先	
(6) 登録の手続きの特例	
(7) 登録事項の変更	
(8) 登録の更新	
(9) 登録の有効期間に関する特例	
(10) 登録の廃止	

6. 国土交通省による指導、立入監査、是正措置	36
7. 業務実施手順書・内部規程について	37
8. 関係法令	40
9. 各種様式	41

1. マニュアルの位置づけ

本マニュアルは、改正 SOLAS 条約発効に伴う輸出コンテナ総重量の確定制度においてのため、平成 28 年 4 月 26 日に公布した「特殊貨物船舶運送規則（昭和 39 年運輸省令第 62 号）」及び「危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和 32 年運輸省令第 30 号）」の一部改正省令（平成 28 年国土交通省令第 45 号）並びに平成 28 年 4 月 28 日に公布した「特殊貨物を収納する海上コンテナの質量の確定方法等を定める告示（平成 28 年国土交通省告示第 720 号）」及び「危険物を収納する海上コンテナの質量の確定方法等を定める告示（平成 28 年国土交通省告示第 721 号）」並びに「国際海上輸出コンテナの総重量の確定方法ガイドライン（平成 28 年国海査第 37 号及び国港経第 9 号）」に示す各種手続きを解説すると共に、業務実施手順書の作成を支援するものです。



本マニュアルで使用する用語は、可能な限り一般的な用語の使用を心がけているため、省令等で用いられている用語とは必ずしも一致しません。

【参考：改正 SOLAS 条約の概要】

現行規定

- 荷送人は、以下の内容を含む貨物情報を含む資料を船長（又は代理人）に提供。
⇒○貨物の概要○貨物又は貨物ユニットの総重量○運送に関連する貨物の特性
- 荷送人は、船積み前に貨物ユニットの総重量が船積書類に記載されているものと一致することを確認。

改正内容

上記現行規定に、以下の内容を追加

- 荷送人は、コンテナ貨物については、以下の2通りの方法で総重量を証明。
A: 調整・証明済み装置を用い、実入りコンテナの総重量を計測
B: 国が承認した方法により、コンテナの自重・貨物・パレット等の重量を足し合わせ
- 荷送人は、上記方法で計測されたコンテナ総重量の船積書類への記載を確認
- 荷送人からコンテナ総重量の情報提供がなく、船長（その代理人）及びターミナル代表者がコンテナ総重量を入手していない場合は、当該コンテナの船積禁止。

改正 SOLAS 条約はコンテナ総重量の計測方法を明確にしたものですが、従前より、コンテナ総重量を船社に提供する必要があったことにご留意ください。

2. マニュアルに示される内容

マニュアルの各項目には、以下の内容を記しております。

【皆様にご覧いただきたい基本的事項】

『3. コンテナ総重量の確定方法』(P.6～P.17)

(1) コンテナ総重量の確定方法の概要

確定方法の概要を解説しております。

(2) コンテナ輸出のパターン

コンテナ総重量を確定する者を輸出の視覚的に示しております。

(3) 計量器について

コンテナと貨物の計測に用いる計量器及び計量法についての解説しております。

(4) 船社及びコンテナヤード責任者へのコンテナ総重量報告方法

具体的な伝達方法を解説しております。

『6. 国土交通省による指導、立入監査、是正措置』(P.35)

国土交通省による指導、立入監査、是正措置について解説しております。

【自らコンテナ総重量を確定する荷送人となるメーカー、商社、貨物利用運送事業者等の輸出者の皆様にご覧頂きたい事項】

『4. 「届出荷送人」になろうとする皆様の手続き』(P.25～P.30)

自らコンテナ総重量を確定させようとする荷送人の手続き、各提出書類の記載例等を記載しております。また備えておく書類の記載方法を解説しております。

【荷送人に代わりコンテナ総重量を確定する検量事業者、海貨事業者、貨物利用運送事業者等の皆様にご覧頂きたい事項】

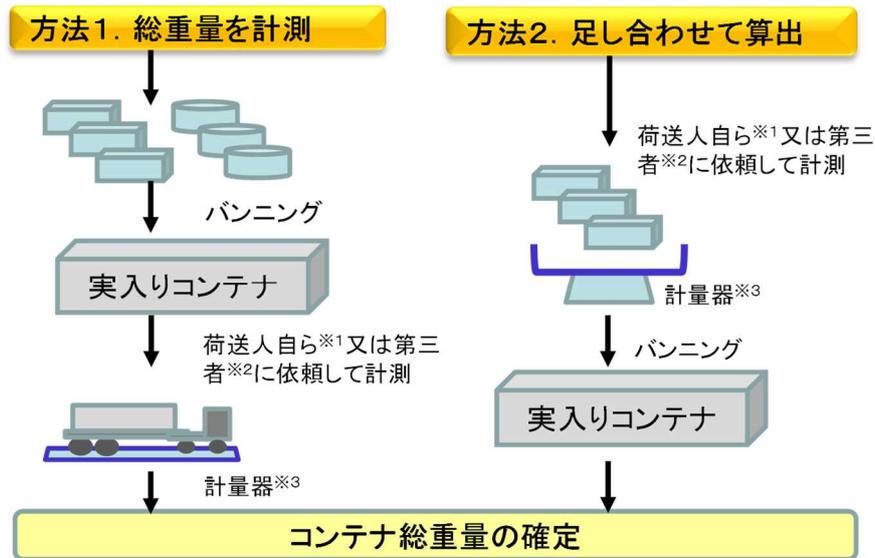
『5. 「登録確定事業者」になろうとする皆様の手続き』(P.31～P.34)

コンテナ総重量の確定を事業として行う第三者の手続き、各提出書類の記載例等を記載しております。また備えておく書類の記載方法を解説しております。

3. コンテナ総重量の確定方法

(1) コンテナ総重量の確定方法の概要

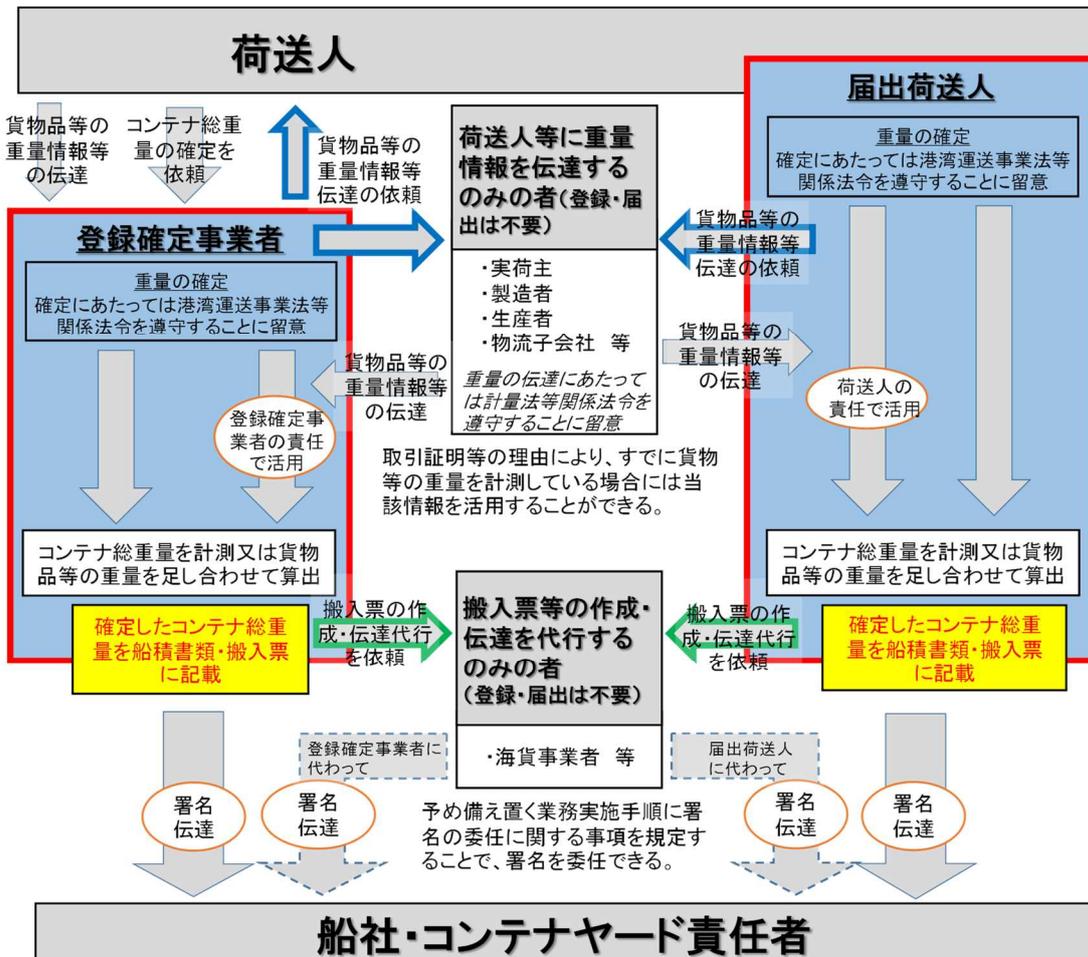
コンテナ総重量を確定させる方法は「総重量を計測」する方法と、「足し合わせて算出」する方法の2つがあります。



- ※1 国土交通大臣への届出
自らコンテナ総重量を確定させる荷送人は、コンテナ総重量を確定させる前に、国土交通大臣への届出が必要となる。届出はコンテナ総重量を確定する者又は事業所等の単位で行い、輸出するコンテナ毎に届け出るものではないことに留意。
- ※2 荷送人に代わる第三者
荷送人からの依頼を受け、荷送人に代わりコンテナ総重量を確定する者は、コンテナ総重量を確定させる前に、国土交通大臣の登録を受ける必要がある。
- ※3 使用する計量器
以下のいずれかを満たす計量器を使用できる。
 - 計量法に基づく特定計量器
 - 特定計量器以外の計量器であって、次の計量器
 - ・計量器の製造事業者・修理事業者・販売者が点検・調整し、計量器の製造者・修理事業者・販売者が定めるところにより性能を保証し、器差が±5%の範囲内である計量器
 - ・計量器の管理者が定期的に点検・調整し、器差が±5%の範囲内である計量器

(2) コンテナ輸出のパターン

コンテナ輸出に携わる関係者は、貨物品を製造するメーカー、売買の仲介をする輸出者、海貨事業者、利用運送事業者、コンテナターミナル、船舶運航事業者等と多岐にわたります。コンテナ総重量を確定する責任が生じる荷送人は、貨物品を出荷する者やコンテナに貨物を梱包する者とは限りません。



コンテナ総重量の船社又はコンテナヤード責任者への伝達に携わる関係者を、

- ① メーカー等＝荷送人である場合
- ② メーカー等≠荷送人である場合
- ③ 荷送人が海貨業者を利用する場合
- ④ 貨物利用運送事業者（NVOCC）が担う場合

について、コンテナ総重量を確定する義務が生じる荷送人と、コンテナ総重量を計測できる者を視覚的に整理しました。

なお、整理したコンテナ輸出のパターンは、あくまで一例であり、イメージに該当しないコンテナ輸出のパターンについては、法令、ガイドライン及び当事者間の契約、取り決めをよくご確認のうえ、コンテナ総重量を確定してください。

【凡例】

(注1) メーカー等：輸出する貨物を製造している者（例：輸出部品メーカー、問屋など）

(注2) 輸出者：荷受人と実質的に売買契約を結んでいる者（例：商社など）

(注3) バンニングコンテナ：適切な方法で総重量が確認されたコンテナであって、外航船舶の船積みまで当該コンテナ内部が変更されないもの。

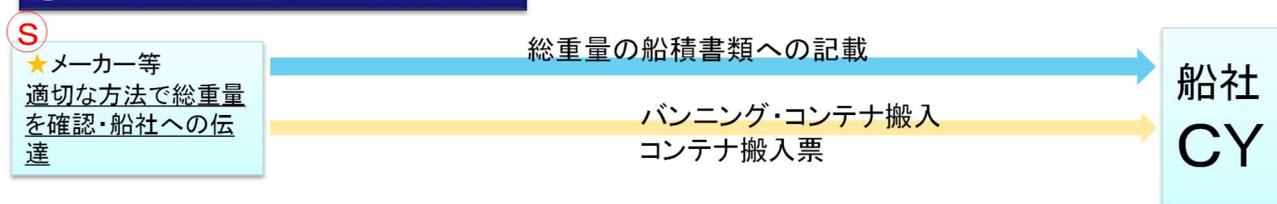
(注4) 図中の **S** マークは、Shipper（荷送人）に該当する者を示す。

図中の **★** マークは、Shipper（荷送人）からの依頼を受け、バン詰めを行う際に適切な方法でコンテナ総重量を確認できる者を示す。

図中の **●** マークは、コンテナに収納される貨物（梱包材等を含む）のバン詰めを行う場所へ出荷する者を示す。

IMO ガイドラインにおいて、Shipper は「船社との間で締結された運送契約において荷送人（または代理人）として船荷証券または海上貨物運送状または同等の複合貨物輸送書類の請求書に名前のある法人または個人」とされています。

①メーカー等＝荷送人である場合

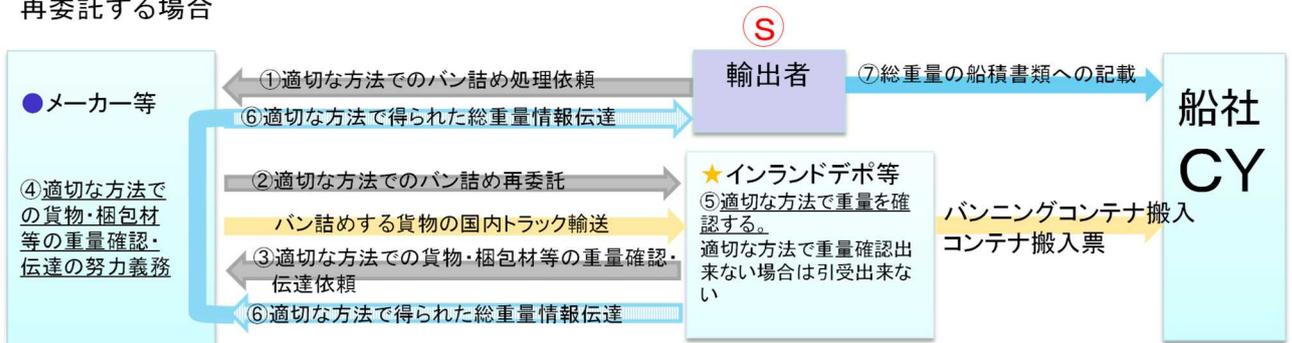


②メーカー等 ≠ 荷送人である場合

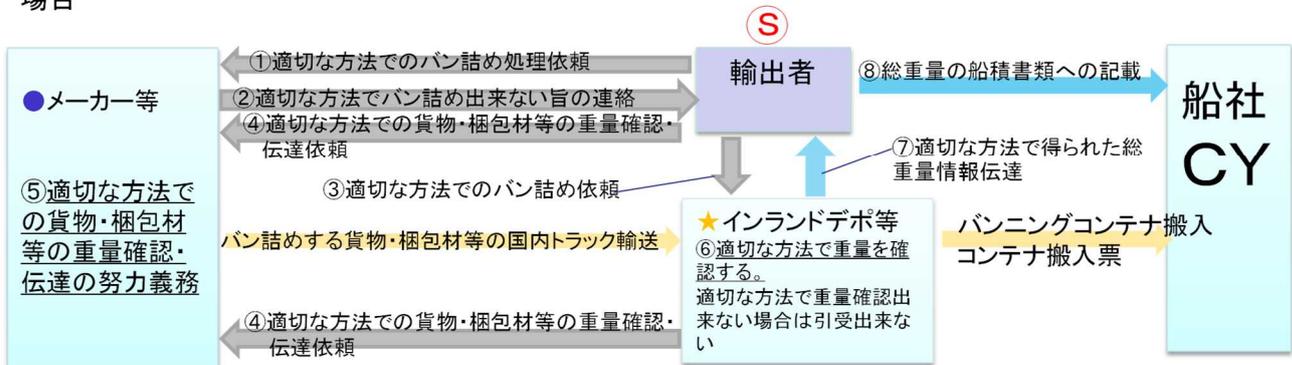
2-1 荷送人の依頼を受けたメーカー等が適切な方法でバン詰め（総重量の確認含む）することができる場合



2-2A メーカー等が適切な方法でバン詰め（総重量の確認含む）できず、メーカー等がインランドデポ等に再委託する場合



2-2B メーカー等が適切な方法で総重量を確認できず、荷送人がインランドデポ等にバン詰めを依頼した場合

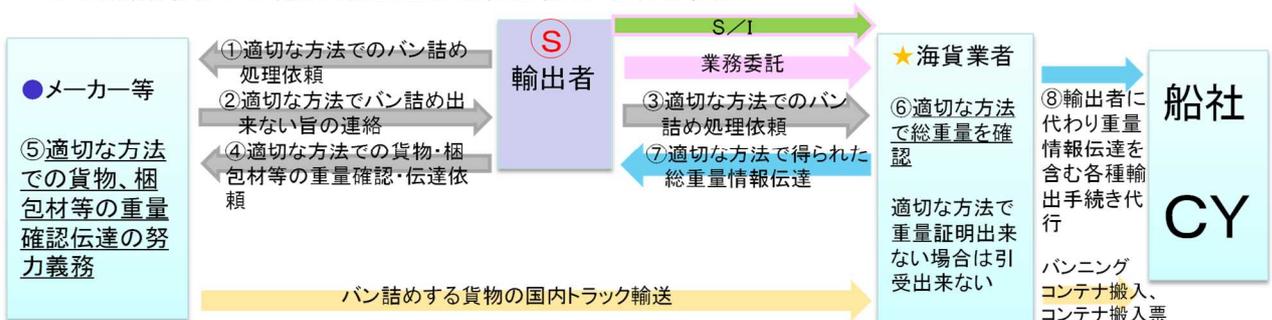


③荷送人が海貨業者を利用する場合

3-1 海貨業者がバン詰め（総重量の確認を含む）を行わない場合



3-2 海貨業者がバン詰め（総重量の確認を含む）を行う場合



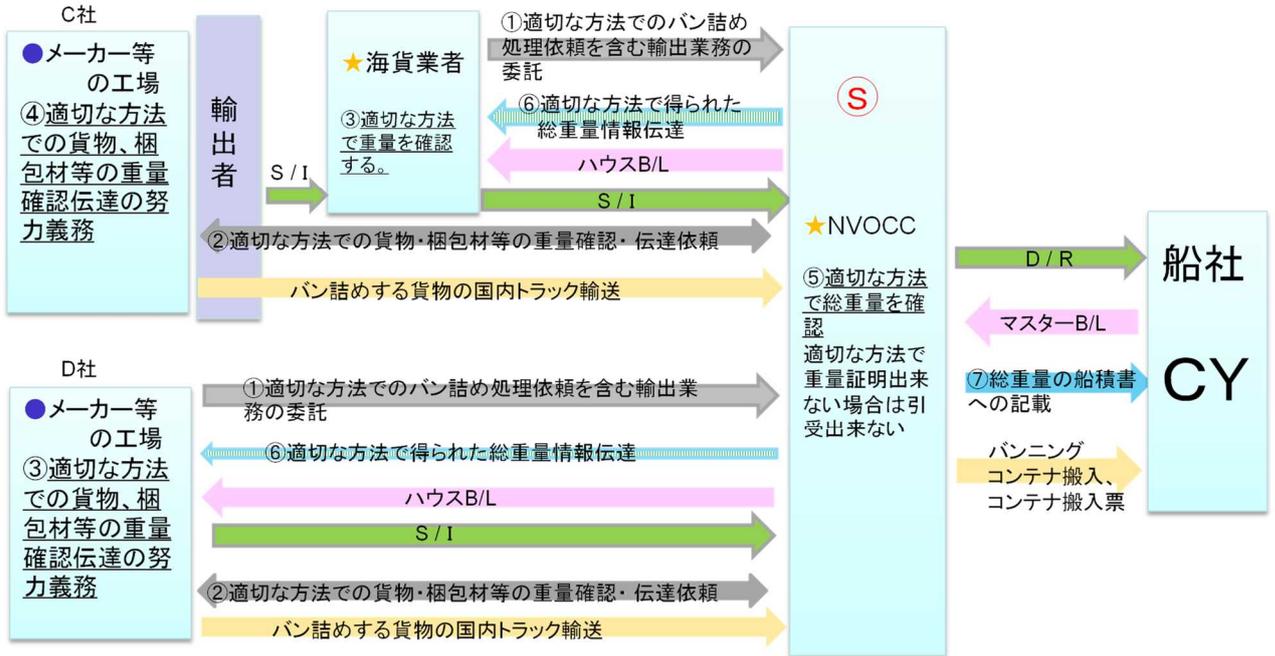
4-2-2 NVOCCがバン詰め(総重量の確認を含む)を海貨業者に依頼する場合



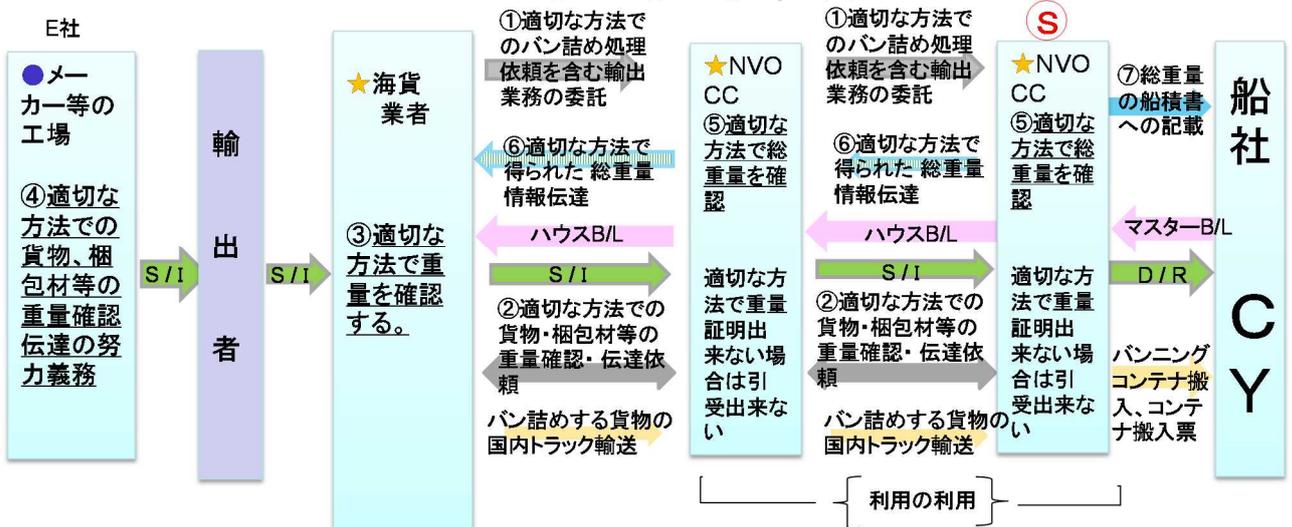
4-3-1 NVOCCがバン詰め(総重量の確認を含む)を行う場合(混載事業)



4-3-2 NVOCCがバン詰め(総重量の確認を含む)を行う場合(混載事業)



4-3-3 NVOCCがバン詰め(総重量の確認を含む)を行う場合(混載事業)



(3) 計量器について

コンテナ又は貨物品等の重量計測には、次のいずれかの計量器を使用してください。

① 計量法に基づく特定計量器

- ・計量法施行令第2条第2号イ(1)(2)の非自動はかりであって、検定証印等があり、定期検査等を受け合格しているもの

② 特定計量器以外の計量器であって、次の計量器

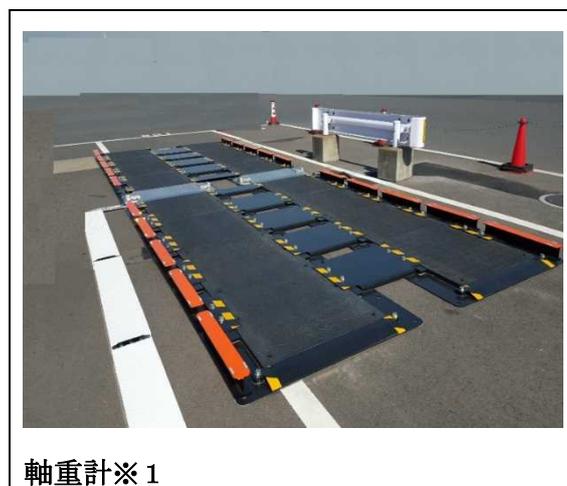
- ・計量器の製造事業者・修理事業者・販売者が点検・調整し、計量器の製造事業者・修理事業者・販売者が定めるところにより性能を保証し、器差が±5%の範囲内である計量器
- ・計量器を管理している者が定期的に点検・調整し、器差が±5%の範囲内である

【コンテナの総重量を計量する方法（方法1）で使用できる計量器の例】

●計量法に基づく特定計量器の例



●特定計量器以外の計量器の例



出典：（一社）全日検

この他にも、

リーチスタッカー ※2

トップリフター ※2

移動式クレーン ※2

大型フォークリフト ※3

等に備えられている計量器があります。

※1：コンテナ積載貨物自動車が発出板の上を走行することにより車両重量を含む総重量を測定（走行計量）

※2：コンテナ全体を吊り下げるによりコンテナ総重量を測定

※3：コンテナ全体を抱え上げるによりコンテナ総重量を測定

【貨物等を個別に計算した重量を足し合わせて合計の重量を計算する方法（方法2）で使用できる計量器の例】

●計量法に基づく特定計量器の例

		
電気抵抗線式はかり	電子天びん	台手動はかり
		
電磁式はかり	クレーンスケール	バースケール (電気抵抗線式はかり)

出典：(株)日本計量新報社

●特定計量器以外の計量器の例



この他にも

小型フォークリフト

天井クレーン 等に備えられている計量器があります。

(4) 計量器の校正・点検・調整方法について

特定計量器及び特定計量器以外の計量器についての点検・調整の具体的な取り扱い方法を次に記述しますが、特定計量器以外の計量器については、計量法等に基づく要件が存在しないことから、精度を保持する仕組が乏しいという側面があります。一方、船舶の安全航行を担保するというSOLAS条約の主旨を勘案する限り、精度の高いコンテナ総重量の計量を確実に実施する必要があります。従って、特定計量器以外の計量器を第三者に検査依頼する場合は勿論のこと、自主点検する際には、常に、当該機器の器差が±5%の範囲内に収まるべく、社内規程または手順書を整備したうえで性能保持をしてください。

①計量法に基づく特定計量器の場合

特定計量器の検査、校正については特定計量器検定検査規則に従い、2年に1度、計量器が許容誤差内に入っていることを確認する検査を受けなければなりません。

②特定計量器以外の計量器の場合

特定計量器以外の計量器の点検・調整は、計量器の製造者、修理事業者、販売者に委託するか、届出荷送人、または登録確定事業者)が自ら点検・調整を行い、精度を確認する必要があります。

- ・計量器の製造者、修理事業者、販売者に点検・調整を委託する場合は、器差が±5%の範囲内であることを委託者から取り付ける必要があります。
- ・計量器の管理者が点検・調整する場合は、後述する点検方法に則り、器差が±5%

の範囲内であることを確認し、その記録を保管してください。



【分銅(1t)による点検・調整】

自ら点検・調整する場合の手順具体例

- ①計量法に定める特定計量器の検査規則に準じた検査を基本とします。
- ②計量法においては基準となる重り（基準器）により計量器の精度を測定しますが、基準器が用意できない場合は、校正済み特定計量器により計量した重量が明確な重り（以下、基準器等という）を基準器の代わりに使用することとします。
 - ・使用する計量器の計測可能な最大量（以下、ひょう量という）の基準器若しくは基準器等を使用し器差を測定することが望ましいものの、ひょう量が大きいため用意が困難な場合は、次の基準器若しくは基準器等を用いて計測しても構いません。
 - a. ひょう量 1t 未満・・・ひょう量と同じ重さ
 - b. ひょう量 1t～10t 未満・・・ひょう量の $\frac{3}{4}$ （ひょう量の $\frac{3}{4}$ が 1t に満たない場合は 1t）
 - c. ひょう量 10t 以上・・・ひょう量の $\frac{3}{5}$ （ひょう量の $\frac{3}{5}$ が 8t に満たない場合は 8t）
- ③基準器等を用いて検査を行う。
 - ・検査は製造者が推奨する測定方法、及び環境で行います。
 - ・検査は同じ条件の下、各々の基準器等で最低 3 回繰り返し計量を実施し、再現性があるか確認してください。
 - ・基準器等の重量と実施計量の結果を比較して器差が $\pm 5\%$ 以内であれば合格とし、それ以上の器差が確認された場合は、使用を中止し、製造者、修理事業者、販売者へ調整を依頼します。
- ④検査結果を記録する。
 - ・検査結果は必要な時に誰でも閲覧することができるような状態で、保管・管理してください。



1.分銅を計量器に設置



2.計量器と分銅の差を確認し、ずれが生じていれば調整



検査結
果記録



3.記録

(5)「方法1」でコンテナ総重量を確定する際の方法

①特定計量器を使用する場合は、次の点に留意すること

・二回計量の場合

トレーラー（トラクター付で計量する場合には、トレーラーおよびトラクター。以下同じ。）に搭載された実入りコンテナの総重量の計量は、空コンテナの状態ですら計量した重量と、実入り状態で計量した重量の差分にコンテナ側に記載された風袋重量を加算しますが、1回目の計量と2回目の計量は同じトレーラーを使用しなければなりません。また1回目と2回目の計量で大きな時間差が発生する場合には、燃料の増減をはじめ、その他時間の経過に伴う総重量の誤差に繋がる要因を出来る限り考慮してください。

・一回計量の場合

実入り状態で計量した重量から、トレーラーの自動車検査証に記された車両重量や運転手の体重を減算します。ただし、トレーラーに自動車検査証の車両重量に含まれない付加物がある場合には、当該付加物の重量を減算しなければなりません。因みに自動車検査証の車体重量は燃料、冷却水、および潤滑油等を全量搭載した状態の重量ですので、留意願います。



トラクターヘッドを切り離れた計量の例（ピット式トラックスケール）

②特定計量器以外の計量器を使用する場合は、次の点に留意願います。

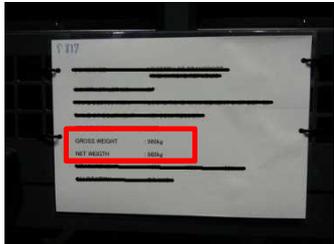
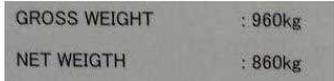
- ・出来る限り計量器製造者の保証する測定方法に準拠した計量を実施すること。
- ・使用前に0点を確認すること。
- ・可能な限り水平な地盤で測定すること。
- ・風、雨及び雪の影響を可能な限り除去すること。
- ・大型荷役機械での計量は、静止した状態で実施すること。
- ・走行計量に当たっては、トレーラーの両輪が検出版の上を正しく通過しており、また製造者の指定する走行速度を超過しないこと。
- ・電源を入れてから一定の時間が経過しないと安定しない計量器については、当該時間を十分見込んで計測すること。

(6)「方法2」でコンテナ総重量を確定する方法

①貨物毎に重量を計測しない場合は次の点に留意すること

- ・設計書や仕様書等の書類により重量が明確な場合は、貨物毎の計測は不要ですが、記載重量に疑義がある場合は、必ず計測して実際の重量を確認すること。
- ・貨物自体に重量が記載されていてもその重量に疑義がある場合は、必ず計測して実際の重量を確認すること。
- ・書類や貨物自体の記載重量を使用する場合は、梱包材も含めた貨物の合計の重量であることを確認すること。合計の重量でなければ使用しないこと。

貨物により重量が明確な事例

貨物に記載された重量	SHIPPINGマークに 記載された重量
	
	

②梱包材及び固定材の重量について

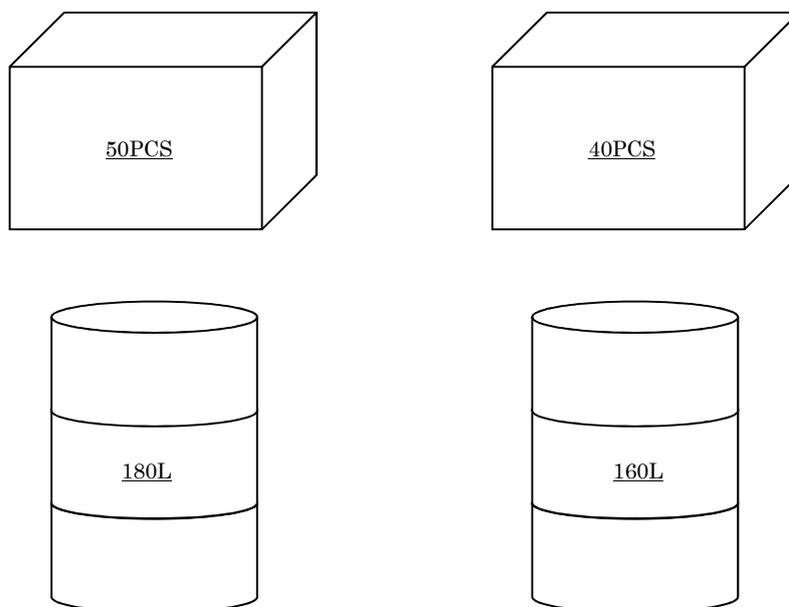
書類及び貨物自体により貨物の正味重量（Net Weight）は明確であるが、梱包材などを含む貨物の合計の重量（Gross Weight）が不明な場合は、実際に貨物と梱包材等との合計の重量を計測するか、正味重量に梱包材等の重量を足し合わせて貨物の合計の重量を確定する必要があります。

また、コンテナの総重量を確定する際には、コンテナに積み付けた貨物を固定する固定材についても足し合わせる必要があります。これらの梱包材及び固定材の重量は個々の材料を計量するか、もしくは過去に計量した重量を適用します。過去に計量した重量を適用する場合は、素材やサイズにより分類し、重量を明確にしたうえ管理する必要があります。

③同一製品の計量方法

・過去の実績の適用

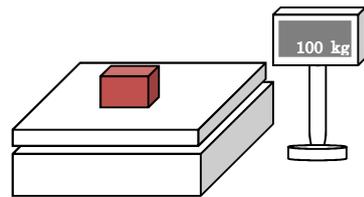
過去に重量を計測したことのある製品については、同一製品であることが確認できる場合に限り当該重量を適用することができます。しかし、入数が異なる又は、製品や梱包の仕様変更により重量が変わる可能性も考えられますので、過去の実績を適用する場合は書類や貨物外観を十分に確認したうえで判断する必要があります。また、過去に重量を計測してから現在まで重量に変化がないことを確認するためにも、定期的に重量を計測して検証することが望ましいです。



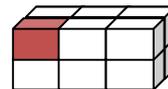
同じ製品でも入数が異なる場合がある

・同一製品が複数個ある場合

同一製品が複数個ある場合は、その中の1つ以上を計量して個数を乗じることで全体の重量を算出することができます。しかし、中には同一製品であるものの、入数など内容量が異なる場合もありうるため、書類や貨物外観を十分に確認したうえで判断する必要があります。



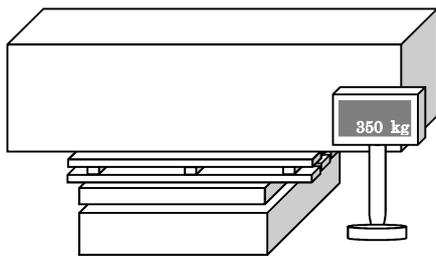
代表貨物の重量を計測



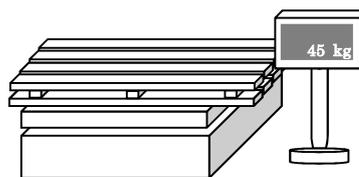
代表貨物の重量 × 個数 = 全体重量

④貨物をパレットに乗せた状態での計量方法について

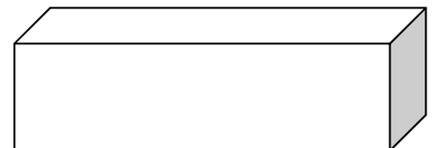
貨物をパレットに載せた状態で計量し、パレットをコンテナに収納しない場合は、そのパレットの重量を差し引かなければなりません。このような場合、実際に使用したパレットの重量を計測したうえで差し引くか、又は、過去に計量したパレットの重量を差し引くことで実際の重量を算出します。また、過去に計量したパレット重量を適用する場合は、予め個々のパレットの重量を計測しておくか、サイズや材質などで種類分けして、種類毎に重量を計測しておくか、各パレットの重量を明確にしたうえで管理する必要があります。



パレット及び貨物の重量を計測



パレットの重量を計測



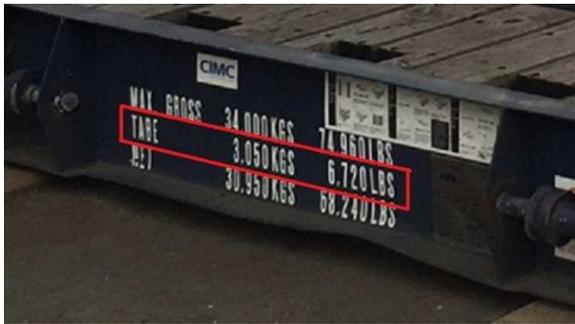
$$350\text{kg} - 45\text{kg} = 305\text{kg}$$

パレット及び貨物の重量 - パレット重量 = 貨物の重量

⑤コンテナの自重について

コンテナの自重はコンテナドアサイド等に明記されている重量を使用する若しくは、機器受け渡し証 (EIR) 等の書類に記載されたコンテナ自重を使用することができます。しかし、機器受け渡し証 (EIR) 等の書類において転記ミス等が無いことを確認する上で、コンテナに明記された重量を確認したうえで使用することを推奨します。

コンテナ自重の表記例

ドライコンテナ		 <table border="1"> <tr> <td>MAX. GROSS WGT.</td> <td>30,180 KGS</td> <td>67,200 LBS</td> </tr> <tr> <td>TARE WGT.</td> <td>3,830 KGS</td> <td>8,440 LBS</td> </tr> <tr> <td>PAYLOAD</td> <td>26,350 KGS</td> <td>58,760 LBS</td> </tr> </table>	MAX. GROSS WGT.	30,180 KGS	67,200 LBS	TARE WGT.	3,830 KGS	8,440 LBS	PAYLOAD	26,350 KGS	58,760 LBS			
MAX. GROSS WGT.	30,180 KGS	67,200 LBS												
TARE WGT.	3,830 KGS	8,440 LBS												
PAYLOAD	26,350 KGS	58,760 LBS												
フラットラックコンテナ		 <table border="1"> <tr> <td>MAX. GROSS WGT.</td> <td>34,000 KGS</td> <td>74,960 LBS</td> </tr> <tr> <td>TARE WGT.</td> <td>3,050 KGS</td> <td>6,720 LBS</td> </tr> <tr> <td>PAYLOAD</td> <td>30,950 KGS</td> <td>68,240 LBS</td> </tr> </table>	MAX. GROSS WGT.	34,000 KGS	74,960 LBS	TARE WGT.	3,050 KGS	6,720 LBS	PAYLOAD	30,950 KGS	68,240 LBS			
MAX. GROSS WGT.	34,000 KGS	74,960 LBS												
TARE WGT.	3,050 KGS	6,720 LBS												
PAYLOAD	30,950 KGS	68,240 LBS												
リーフアーコンテナ		 <table border="1"> <tr> <td>MAX. GROSS</td> <td>34,000 KG</td> <td>74,960 LB</td> </tr> <tr> <td>TARE WT.</td> <td>4,650 KG</td> <td>10,250 LB</td> </tr> <tr> <td>PAYLOAD</td> <td>29,350 KG</td> <td>64,710 LB</td> </tr> <tr> <td>CU. CAP.</td> <td>67.5 CU.M</td> <td>2,384 CU.FT</td> </tr> </table>	MAX. GROSS	34,000 KG	74,960 LB	TARE WT.	4,650 KG	10,250 LB	PAYLOAD	29,350 KG	64,710 LB	CU. CAP.	67.5 CU.M	2,384 CU.FT
MAX. GROSS	34,000 KG	74,960 LB												
TARE WT.	4,650 KG	10,250 LB												
PAYLOAD	29,350 KG	64,710 LB												
CU. CAP.	67.5 CU.M	2,384 CU.FT												

(7) 船社又はコンテナヤード責任者へのコンテナ総重量の報告方法

コンテナ総重量を船社又はコンテナヤード責任者へ確実に伝達する方法として、コンテナ毎に船積書類（ドックレシート等）又は搬入票により、電子的な手段又は書面にて伝達することとしておりますが、その具体的な取り扱いに関して記載しません。

①伝達するタイミングについて

船舶の航行安全という SOLAS 条約の主旨から、コンテナ総重量の情報は、当該情報により適切な積み付けが遂行されるタイミングで伝達される必要があります。従って、船積みが確定された実入りコンテナが、指定されたコンテナヤードに搬入（在来船（含むセミコンテナ船）、RO/RO 船にあつては指定された岸壁や野積場または船社上屋に搬入）される以前、少なくとも搬入時に伝達されなければなりません。

②伝達手段について

伝達手段としては主に船積書類（ドックレシート等）や搬入票等が使用されていますが、現状、船積書類（ドックレシート等）については、コンテナの搬入以前、若しくは搬入時に重量情報が確定していないケースも散見されるため、搬入票の活用が推奨されますが、運航船社、荷送人等関係者間で合意がなされた場合においては、船積書類（ドックレシート等）や電子的な手段による情報伝達も可能となります。

またコンテナヤードを使用しない在来船（含むセミコンテナ船）や RORO 船のコンテナ船積みにおいては、搬入票が使用されていない場合もあるため、船積書類（ドックレシート等）、またそれに代わるコンテナ総重量を記載した書類や電子的手段の伝達となります。この場合にも運航船社、荷送人等関係者間の合意が求められます。

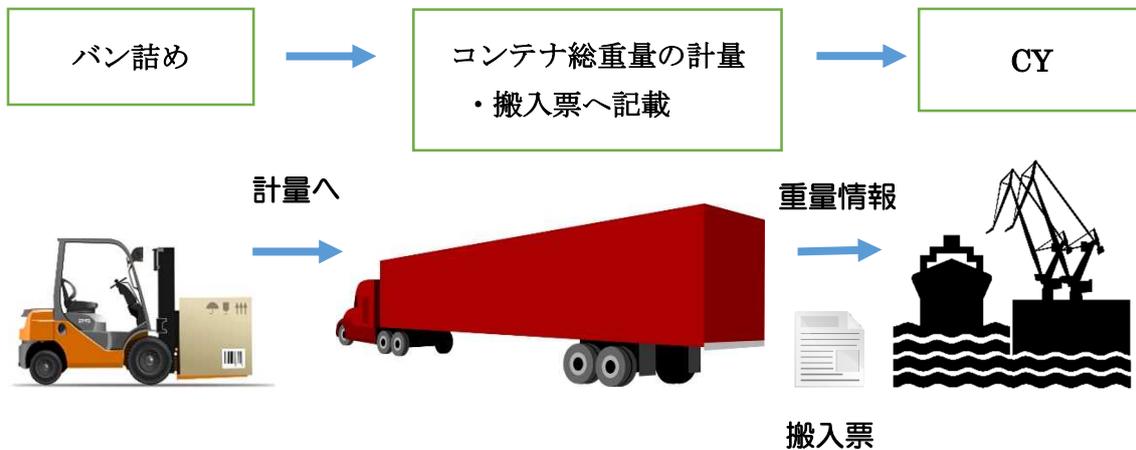
③搬入票について

搬入表の署名欄に記入した者については、監査等によりコンテナ総重量に対して疑義が生じた場合は、当該搬入票の署名よりコンテナ総重量の確定者を追跡調査することがありますので、留意願います。

このため、現在使用されている搬入票を引き続き使用しても問題はありません。

④実入りコンテナをコンテナヤード（CY）に搬入する際の代表的なパターン

- ・実入りコンテナの総重量を計測した場合



- ・全ての貨物で個別計量が必要な場合



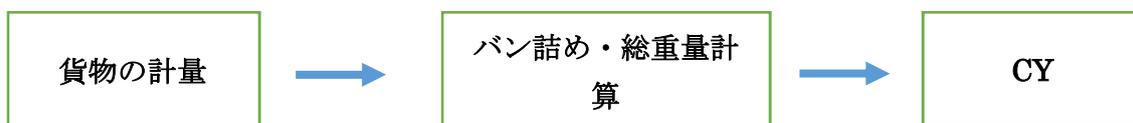
※同梱する梱包材、固縛材等も計量する

- ・全ての貨物で個別計量を行う必要がない場合



※仕様書や設計書等の書類に基づく重量、貨物に印字記載されている重量等

- ・個別計量が必要な貨物と必要でない貨物が混在する場合



※重量が不明な貨物。
同梱する梱包材、固縛材等も計量する。



※仕様書等に重量が記載されている。
重量が貨物に印字記載されている等の場合。



⑤在来船（含むセミコンテナ船）や RORO 船のコンテナ総重量情報の伝達について

在来船や RORO 船に実入りコンテナを船積みする際、コンテナヤードで運用される搬入票が導入されていない場合には、運航船社、荷送人等関係者間の合意の下、船積書類（ドックレシート等）、又はそれに代わる必要なコンテナ総重量情報が記載された書類を運航船社に伝達しなければなりません。

4. 「届出荷送人」になろうとする皆様の手続き

荷送人自らコンテナ総重量を確定させる場合には、コンテナ総重量を確定させる業務の実施方法を示す書類を備え置く必要があります。

ここでは、届出の要件と国土交通省への手続きについて解説します。なお、国土交通大臣に届け出た荷送人の方を「届出荷送人」と呼びます。

(1) コンテナ総重量を確定させる業務の実施手順書

業務を開始する前に、コンテナ総重量を確定させる以下の業務の実施方法を定め文書化し、その方法によりコンテナ総重量を確定しなければなりません。

定めておく項目と文書化する内容の具体的な事項は次のとおりです。手順書の様式は任意のもので構いません。また、既に具体的な記載事項を満たす手順書又は内部規程がある場合には、改めて作成する必要はございません。

必要事項	具体的な記載事項
計測・算出方法に関する事項	○自ら計測する場合には、計測方法や計量器の名称、計測する場所 ○自ら計測しない（計測を依頼・委託する）場合には、法令に基づき確実に計測することを計測する者に指示すること ○足し合わせによりコンテナ総重量を求める場合には、貨物、梱包材等の重量の入手方法と算出方法 等
計量器の性能の確保に関する事項	○計量器を保有する場合には、定期的な校正・点検・調整の方法 ○計量器を保有しないが自ら計測する場合には、計量器を使用する前に校正の記録を確認すること ○計測を自ら実施しない場合には、契約等に基づき計測する者に対して計量器の定期的な校正・点検・調整を実施させること 等
重量確定業務（制度）に関する教育・訓練に関する事項	○重量確定業務（制度）に関する社内研修の実施概要 ○重量確定業務（制度）に関する教育・訓練の実施タイミング ○重量確定業務（制度）に関する教育・訓練の実施記録の保管について ○重量確定業務（制度）に関する教育・訓練実施記録への記載事項について

コンテナ総重量を記した船積書類等に署名する者に関する事項 (署名は個人名に限らない。また、印字でも構わない。)	<ul style="list-style-type: none"> ○船積み書類等に署名する者の名前又は名称 ○自らの責任で登録確定事業者以外に船積み書類等への署名を依頼する場合には、依頼する相手方の名称(依頼先が不特定多数の場合、契約取決等に基づき、船積み書類等へ署名を依頼する旨) 等
確定したコンテナ総重量の船社又はコンテナヤード責任者への伝達に関する事項	○船社等へのコンテナ総重量の伝達に用いる方法(ドックレシート、搬入票、電子的方法等の別) 等
自ら計測しない貨物品等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○自ら計測しない貨物品の品名 ○重量情報の入手方法(パッキングリスト等) ○届出荷送人に伝達される重量情報に責任を有する者 ○計測する者が不特定多数となる場合等では、自ら計測しない貨物品等が、使用することができる計量器により計測がされることを計測する者に指示すること ○計測する者の選定方法(契約に関する社内規程等) 等
計測・算出の記録の保管に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○コンテナ毎の総重量の計測結果の記録の保管方法(記録の保管責任者(社内外問わず) 等) ○記録の保管期間(法令、契約等に基づき保管が義務づけられる場合にはそれに従うことが必要ですが、少なくともコンテナ総重量を確定させてコンテナが、受荷主に引き渡されるまでの間は保管することが必要です) 等
計測等の依頼に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○計測や算出を自ら実施しない場合には、契約等により依頼すること ○子会社・親会社に依頼する場合には依頼する相手方の名称 ○自らの責任で登録確定事業者以外に計測を依頼する場合には、依頼する相手方の名称(依頼先が不特定多数の場合、契約等に基づき、計測を依頼する旨) 等
上記の点検方法(外部監査や内部監査など)に関する事項	○定期的(少なくとも3年毎に点検されることが望ましい)に実施される監査(ISO認証機関による外部監査や内部監査等)の受検方法や実施方法に関すること 等

届出荷送人の業種により、コンテナ総重量を確定させる手順は異なると考えられます。そのため、必ずしも「具体的な記載事項」に従って作成する必要はありません。

なお、コンテナ総重量を確定させる手順書の国土交通省への提出は不要ですが、監査等により備え置いていることを確認させて頂く場合があります。

(2) 国土交通大臣への届出

自らコンテナ総重量を確定させる業務を開始しようとする日の 2 週間前までに国土交通省に届け出てください。届出に必要な書類は以下のとおりです。

届出書は必要事項を記載した任意の様式といたしますが、「届出書(第1号様式)」を使用しても構いません。

改正 SOLAS 条約により、条約の発効の日以降に船積みされるコンテナが定められた方法により総重量が確定されていない場合には、当該コンテナは船積みできません。よって、当該業務の開始日前までは、条約の発効の日以降に船積みされるコンテナの総重量の確定を行えないことにご注意ください。

①名称及び住所並びに代表者の氏名及び法人番号	
②届出者に関する事項	
1) 業務の種類及び概要	日本標準産業分類による項目名や、定款の「目的」に記される業務の種類と概要を記載してください。また、可能な範囲内でコンテナを使用した輸出との関連がわかるようにしてください。
2) 届出に係る担当部門の責任者の氏名、職名及び連絡先	国土交通省からの問合せに対応できる部門の責任者の氏名、職名及び連絡先(電話番号及び電子メールアドレス)を記載してください。
3) コンテナ総重量を確定させる業務を行う事業所の所在地及び名称	自らの支店、事業所、倉庫でコンテナ総重量を自ら確定する業務を行う場合には、支店等の所在地と名称を記載してください。 自らの事業所以外でコンテナ総重量を確定させる業務を行おうとする場合には、業務又は営業の拠点となる事業所の所在地及び名称を記載してください。
4) コンテナ総重量の確定方法の区分	「方法1」・「方法2」・「方法1及び方法2」の3つから選択してください。

(注) 届出は法人単位でも、組織・事業所単位でも構いません。

届出書には次の書類を添付してください。

①現在事項が証明できる登記事項証明書	外国法人にあつては、日本国法務局から発行される登記事項証明を添付してください。
②業務実施手順書を備えていることを証明する書類	業務実施手順書の届出書への添付は必要としませんが、備えていることを確認するため、様式「業務実施手順を備えている証」を参考に、実施方法を記した文書の文書名、文書番号、作成日等を記した一覧書類を届出書に添付してください。 なおガイドライン改訂（12月21日付け）に伴い、重量確定業務（制度）に係る教育・訓練に関する項目が追加されております。当該項目の記載漏れがないよう、お願いいたします。

（3）届出の手続きの特例

AEO 承認・認定事業者又は有効な品質マネジメントシステム（ISO9001）取得者は、それを証する書類の写しを届出書に添付することで、届出書の記載事項及び添付書類の一部を省略することができます。

AEO承認・認定事業者である場合

省略できる書類	AEO輸出者の届出書類
①届出書の記載事項の省略 1) 業務の種類及び概要 2) 届出に係る担当部門の責任者の氏名 3) コンテナ総重量を確定させる業務を行う事業所の所在地及び名称	①届出書の記載事項 1) 省略 2) 届出に係る担当部門の責任者の職名 3) 省略 4) コンテナ総重量の確定方法の区分
②添付書類 1) 現在事項が証明できる登記事項証明	②添付書類 1) 省略 2) 業務実施手順書を備えていることを証明する書類 3) AEO輸出者の承認を得ていることを証明する書類の写し

届出は法人単位でも、組織・事業所単位でも構いませんが、AEO承認・認定事業者である場合であつて、届け出の軽減措置を受けようとする場合には法人単位で届け出てください。

品質マネジメントシステム（ISO9001）取得している場合

省略できる記載事項及び添付書類	ISO9001 取得者が届け出る書類
①届出書の記載事項 1) 業務の種類及び概要 2) 届出に係る担当部門の責任者の氏名	①届出書の記載事項 1) 省略 2) 届出に係る担当部門の責任者の職名 3) コンテナ総重量を確定させる業務を行う事業所の所在地及び名称 4) コンテナ総重量の確定方法の区分
②添付書類 1) 現在事項が証明できる登記事項証明書	②添付書類 1) 省略 2) 業務実施手順書を備えていることを証明する書類 3) ISO9001 の認証を得ていることを証明する書類の写し

ISO9001 認証は組織又は業務の単位で取得できます。コンテナ総重量を確定させる組織又は業務が認証を取得していない場合であっても、コンテナ総重量の確定業務がマネジメントレビューされている場合にあっては、申請手続きにおいては、ISO9001 認証を得ている者と同様に扱います。

(4) 届出書の送付先 ※届出書への代表者等の押印又は署名は必要ございません。

文書（ハードコピー）による届出

次の宛先まで送付してください。

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省海事局検査測度課 コンテナ総重量届出窓口 宛

電子メールによる届出

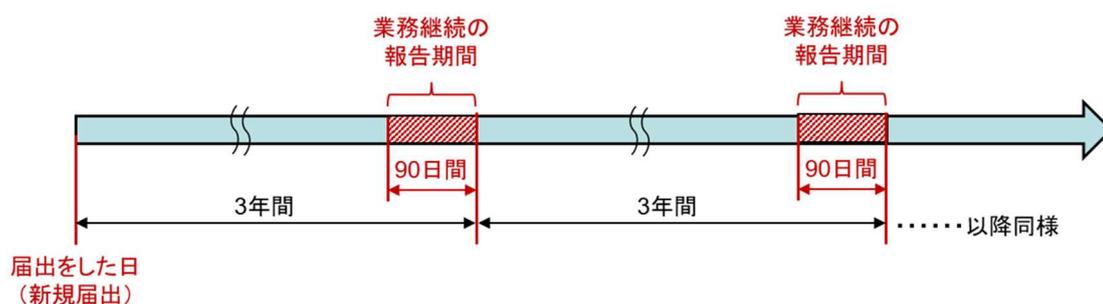
法人番号を有する者であって、電子的方法により届け出る場合には、「届出書（第 e1 号様式）」と、現在事項が証明できる登記事項証明書の写し（PDF 形式等の電子ファイル）、業務実施手順書を備えていることを証明する書類（PDF 形式等又は Microsoft Word 文書の電子ファイル）を添付し、メールの件名を『「コンテナ総重量確定制度」新規届出』と記入し、受付専用メールアドレスあて届け出てください。また、メールデータの容量が 5MB を超える場合には、受信ができない場合がございますので、複数回に分けてお送りください。

(5) 業務継続（点検結果）の報告

届出をした日から、3年毎に業務の実施方法の点検（外部監査又は内部監査等）の結果及び届出事項の変更の有無を国土交通省に文書又は電子メールにて報告してください。

なお当該報告は、届出をした日から3年を経過する毎に、その経過する日の90日前からその経過する日までの間に行ってください。

文書（ハードコピー）による報告の場合は、必要事項が記載されていれば任意の様式で構いませんが、当省にて用意している「点検結果報告書（第2号様式）」を使用いただいても構いません。電子メールによる報告の場合は「点検結果報告書（第e2号様式）」により、メールの件名を『「コンテナ総重量確定制度」業務継続報告』と記入し、受付専用メールアドレスあて報告してください。



(6) 業務継続報告の期間に関する特例

下記①あるいは②を届出時に添付した場合は、次回業務継続報告までの期間を基準日から5年間とします。

- ① AEO 承認・認定事業者であることを証明する書類及び AEO 制度における監査部門によりコンテナ総重量確定に関する内部監査が行われていることを確認できる内部監査関係書類
- ② ISO9001 を取得していることを証明する書類及び ISO9001 の適用範囲にコンテナ総重量確定に関する内容が入っていることを確認できる書類

ただし、次回業務継続報告までの期間が5年間となった場合でも、少なくとも3年毎に業務の実施方法を点検（外部監査又は内部監査等）してください。また、AEOの承認・認定又は ISO9001 認証が切れた場合は、遅滞なくその旨を届け出てください。

(7) 届出事項の変更

届出荷送人の名称又は住所並びに法人番号、届出に係る担当部門の責任者の氏名又は連絡先、コンテナ総重量の確定方法の区分に変更があった場合には、遅滞なく国土交通省にその旨を届け出てください。なお、届出の手続きの特例により省略が認められている事項の変更があった場合には、届出の変更は必要としません。

文書（ハードコピー）による変更届出の場合は、必要事項を記載した任意の様式といたしますが、「届出事項変更届（第3号様式）」を使用しても構いません。電子メールによる報告の場合は「届出事項変更届（第e3号様式）」により、メールの件名を『「コンテナ総重量確定制度」届出事項変更』と記入し、受付専用メールアドレスあて届け出てください。

(8) 業務廃止の届出

コンテナ総重量を自ら確定させる業務を廃止したときは、国土交通省において管理する届出簿から抹消する必要があるため、遅滞なく国土交通省に届け出てください。

文書（ハードコピー）による届出の場合は、必要事項が記載されていれば任意の様式でも構いませんが、当省にて用意している「届出廃止届（第4号様式）」を使用しても構いません。電子メールによる届出の場合は、メールの件名を『「コンテナ総重量確定制度」届出廃止』と記入し、受付専用メールアドレスあて届け出てください。

5. 「登録確定事業者」になろうとする皆様の手続き

(1) 国土交通省による登録

荷送人等との契約に基づき、荷送人に代わりコンテナ総重量の確定を行う第三者は、国土交通大臣の登録^{*}を受ける必要があります。

※ 自らが荷送人になる場合は第三者ではなく当事者になるため登録を要しませんが、自らが荷送人にならず、荷送人等との契約に基づき重量を確定する場合は登録を要します。例えば、荷送人とはならない貨物利用運送事業者が貨物をコンテナに梱包し、コンテナ総重量を確定させる必要がある場合であって、①届出をしていない者が荷送人になる場合、②1本のコンテナに複数の荷送人がいる（貨物利用運送事業者が荷送人にならない貨物が含まれる）場合などが該当します。

(2) 国土交通省への申請

申請書は任意の様式といたしますが、別紙「登録申請書（第5号様式）」を使用しても構いません。記載事項は、以下をご参考に作成してください。

①名称及び住所並びに代表者の氏名及び法人番号	申請者に関する情報
②コンテナ重量を確定させる業務を行おうとする事業所の名称及び所在地	自らの事業所以外でコンテナ総重量を確定させる業務を行おうとする場合には、業務又は営業の拠点となる事業所の名称及び所在地
③登録に係る担当部門の責任者の氏名、職名及び連絡先	国土交通省からの問合せに対応できる部門の責任者の氏名、職名及び連絡先（電話番号、電子メールアドレス）を記載
④コンテナ総重量の確定方法の区分	コンテナ総重量の確定方法の区分（方法1、方法2、方法1及び方法2）
⑤計量器の種類	特定計量器、器差が±5%の範囲内で調整・点検された計量器、外部委託、計量器を使用せずに重量確定

(3) 申請書の添付書類

申請書には以下を添付してください。

①定款及び登記事項証明書	
②役員の氏名及び経歴を記載した書類	過去3年程度の経歴
③方法1によりコンテナ総重量を確定させる業務に用いる	

計量器の名称、数量、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書類	
④コンテナ総重量を確定させる業務を行う者の氏名を記載した書類	
⑤コンテナ総重量を確定させる業務を行う者が、確定業務に関する知識・経験を有する者であることを証明する書類	業務に関する教育・訓練を受けた記録、代表者の宣誓書等になります。 別添「知識・経験を有する証明」を参考にしてください。
⑥コンテナ総重量を確定させる業務に係る業務実施手順書	業務実施手順書を備えていることを証明する書類ではなく、手順書の写しを提出してください。
⑦港湾運送事業法等関係法令に抵触しないことを証する書面	港湾運送事業法及びその関係法令に抵触しない範囲内で、コンテナ総重量を確定させる業務を実施する旨の代表者の宣誓書になります。 別添「港湾運送事業法等関係法令に抵触しないことを証明する書類」を参考にしてください。

(4) コンテナ総重量を確定させる業務の実施手順書

荷送人に代わり、コンテナ総重量を確定する者は、業務の実施方法を示す書類(手順書)を定め、申請書に添付する必要があります。業務実施手順書の記載事項は、届出荷送人が備え置く手順書と同様です。

なお、すでに必要な要件を満たす手順書又は内部規定を有する場合には、新たな手順書等を作成して頂く必要はございません。すでに保有する手順書等を申請書に添付してください。

なお、ガイドライン改訂(平成30年12月21日付け)に伴い、重量確定業務(制度)に係る教育・訓練に関する項目及び自ら計測しない貨物品等の重量に関する事項に重量値の乖離を確認するためのチェック項目を記載する欄が追加されております。当該項目が記載された業務実施手順書を作成、添付し、国土交通省まで提出を行ってください。

(5) 申請書の提出先

※申請書への代表者等の押印又は署名は必要ございません。

文書(ハードコピー)による申請

次の宛先まで送付してください。

電子メールによる申請

法人番号を有する者であって、電子的方法により届け出る場合には、「申請書（第 e4 号様式）」と、定款及び現在事項が証明できる登記事項証明書の写し（PDF 形式等の電子ファイル）等の添付書類を、件名に「コンテナ総重量確定制度」新規登録』と記入し、受付専用メールアドレスあて届け出てください。また、メールデータの容量が 5MB を超える場合には、受信ができない場合がございますので、複数回に分けて送信してください。

受付専用メールアドレス

hqt-vgm.container@gxb.mlit.go.jp

（6）登録の手続きの特例

AEO 承認・認定事業者又は有効な品質マネジメントシステム（ISO9001）取得者は、それを証する書類の写しを申請書に添付することで、申請書の添付書類の一部を省略することができます。

AEO 承認・認定事業者又は品質マネジメントシステム（ISO9001）取得者である場合

省略できる添付書類	ISO9001 取得者、AEO 承認・認定事業者が届け出る書類
① 定款及び登記事項証明書	① 省略
② 役員の氏名及び経歴を記載した書類	② 省略
④ コンテナ総重量を確定させる業務を行う者の氏名を記載した書類	③ 方法 1 によりコンテナ総重量を確定させる業務に用いる計量器の名称、数量、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書類 ④ 省略
⑤ コンテナ総重量を確定させる業務を行う者が計測に関する知識経験を有する者であることを証する書類	⑤ 省略 ⑥ コンテナ総重量を確定させる業務に係る業務実施手順書 ⑦ 港湾運送事業法等関係法令に抵触しないことを証する書面

(7) 登録事項の変更

登録確定事業者の名称又は住所並びに法人番号（13桁）、コンテナ総重量の確定方法の区分、登録に係る担当部門責任者の氏名又は連絡先、業務実施手順書中「計測・算出方法に関する事項」又は「計量器の性能の確保に関する事項」に変更がある場合には、変更日から起算して30日を経過する日までの間に国土交通大臣あてに変更を申請する必要があります。変更申請は必要事項が記載されたものであれば任意の様式でも構いませんが、「登録事項変更申請書（第6号様式）」を使用していただいても構いません。電子メールによる変更申請の場合は、メールの件名を『「コンテナ総重量確定制度」登録事項変更申請』と記入し、受付専用メールアドレスあて申請してください。

なお、上記事項以外の事項に変更があった場合は、登録更新時にその変更内容について報告してください。

(8) 登録の更新

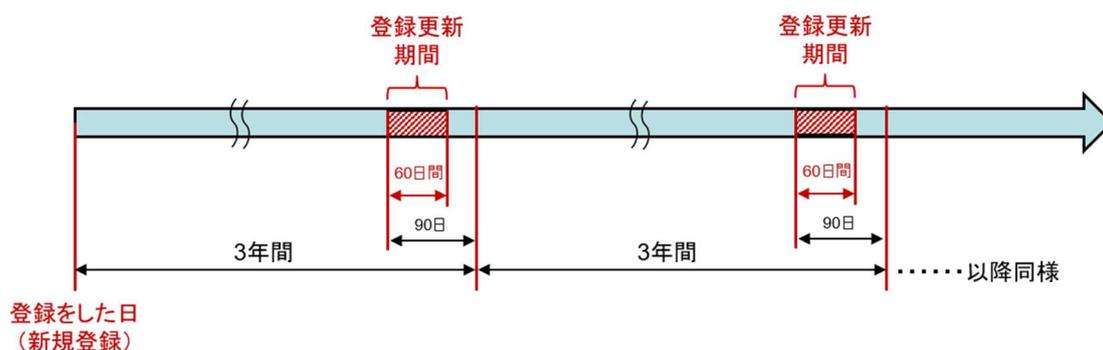
登録確定事業者が、登録の更新を受けようとするときは、登録有効期間満了日の90日前から30日前までの間に登録更新申請をしてください。添付書類（登記事項証明書及び業務実施手順書を除く。）については、登録申請時又は前回登録更新時に提出した内容から変更がないときは、登録更新申請書にその旨を記載していただくことで、添付を省略することができます。申請書は任意の様式としますが、当省にて用意している「登録更新申請書（第8号様式）」を使用しても構いません。なお、所定の期間に登録更新申請を行わなかった場合は、登録番号の効力が無効となる可能性がありますのでご注意ください。

なお教育・訓練の実施証明書類は、「登録有効期間内での社内研修の実施件数」「実施した日」「社内研修の名称」「記録文書名」「記録文書の作成日」を記載して更新の際に国土交通省へ提出してください。同文書の雛形については国土交通省ホームページにおいても公開しております。

また、上記が提出の際に求められる記載事項となりますが、今後国土交通省による監査を行う際、これらの記録文書について確認を行う可能性があります。そのため、社内研修の実施記録には少なくとも上記の事項に加え、「講師の氏名、所属」「受講者の氏名、所属」「社内研修の内容」「使用したテキスト」「達成度の確認方法」等が含まれた実施記録を作成してください。なお既に社内教育・訓練を行っており、これらが明記された報告書等が存在する場合はそちらを送付頂いて構いません。

計量器の調整・点検結果を記録した書類については、少なくとも業務実施手順書「②計量器の性能の確保に関する事項」に記載をしている点検事項（例：外装の確認、誤差範囲の確認、零点・水平の確認等）を記載し、国土交通省までご提出くだ

さい。



(9) 登録の有効期間に関する特例

下記①あるいは②を申請時に添付した場合は、登録の有効期間を5年間とします。

- ① AEO 承認・認定事業者であることを証明する書類及び AEO 制度における監査部門によりコンテナ総重量確定に関する内部監査が行われていることを確認できる内部監査関係書類
- ② ISO9001 を取得していることを証明する書類及び ISO9001 の適用範囲にコンテナ総重量確定に関する内容が入っていることを確認できる書類

ただし、登録の有効期間が5年間となった場合でも、少なくとも3年毎に業務の実施方法を点検（外部監査又は内部監査等）してください。また、AEO の承認・認定又は ISO9001 認証が切れた場合は、遅滞なくその旨を届け出てください。

(10) 登録の廃止

登録確定事業者が自ら重量確定の業務を廃止したときは、遅滞なく国土交通大臣に廃止を届け出てください。廃止届は必要事項が記載されているものであれば任意の様式で構いませんが、当省にて用意している「登録廃止届（第9号様式）」を使用いただいても構いません。電子メールによる届出の場合は、メールの件名を『「コンテナ総重量確定制度」登録廃止』と記入し、受付専用メールアドレスあて届け出てください。

6. 国土交通省による指導、立入調査、是正措置

国土交通省では、改正 SOLAS 条約を遵守するため、コンテナ総重量を確定する者（届出荷送人及び登録確定事業者）に対する調査を実施いたします。調査は事前

の通知に基づく定期調査と、事前通知のない特別調査があり、調査の結果、法令違反疑い又は法令違反を起こしかねないと判断した場合には、文書による改善、是正を要求することがあります。是正を要求された場合には、速やかに対応し、国土交通省に報告していただきます。

なお、上記の是正要求に応じていただけない場合、調査において法令違反が見つかった場合には、必要な指導や、届出又は登録の取消等がされる場合がございます。

なお届出荷送人の場合は、点検結果報告を通じた業務継続報告が行われていない場合、国土交通省が連絡若しくは直接の訪問を行います。その際に会社の実態が存在しないことを確認した場合は、届出荷送人一覧からの削除、及び国土交通省ホームページの届出荷送人一覧からも削除が行われることとなります。住所、連絡先等の変更届が提出されていない場合は上記措置が行われる可能性があるため、ご留意のうえ変更届をご提出頂けますようお願い申し上げます。

7. 業務実施手順書・内部規程について

ここでは業務実施手順書又は内部規定を作成するうえで重要なポイントを整理し、これらの事例を紹介します。

内部規程及び手順書に含めるべきポイント

・管理責任者の任命

重量を計測する事業所においては、重量確定における管理責任者を置くことを推奨します。管理責任者は重量の計測及び計量器の管理並びに検査又は校正・調整について計画、実施、検証、改善の責任を負う立場にあります。

<管理責任者の役割-例->

- ①手順書又は規程の作成及び管理
- ②手順書又は規程が組織内に伝達され、理解されることを確実にする
- ③コンテナ総重量を確定するプロセスの管理（確立、実施、検証、改善）
- ④記録類の管理

・計量器の管理

重量計測に使用する計量器は、使用前点検を行うとともに定期的に検査又は校正・調整し、その記録を管理しなければなりません。検査又は校正・調整には有効期限をして、どの計量器をいつ検査又は校正・調整するのかを明確にしておく必要があります。また、複数の計量器を使用している場合は管理番号を付けるなどして識別する必要があります。

・検査又は校正・調整の手順

重量計測に使用する計量器は、有効期限が過ぎる前に検査又は校正・調整を行う必要があります。予め組織の内部で実施するのか、外部に委託するのかを決定し手順を明確にしておく必要があります。また、組織の内部で計量器の検査又は校正・調整を実施する場合は、その担当者が、適切な教育、訓練又は経験に基づいて、力量を備えていることを確実にする必要があります。

・計量器の点検

精度が保障されて定期的に検査又は調整を実施している計量器であっても、故障により異常値を示すことが考えられます。誤った重量を適用しないためにも毎日の始業前に計量器の点検を実施するなど、日々の点検が重要です。日々の点検については手順化し、点検の記録を残すことで、点検漏れをなくし、また計量器に異常が認められた際も記録された時点までは測定結果が正しいことが証明されます。

<点検項目-例->

- ① 零点を合わせる。または、零点スイッチを押し零点を確認
- ② 計量器の水平を確認、四隅の遊びがないか確認
- ③ チェック分銅がある場合は、精度が十分か計量器に載せて確認
- ④ 外観に異常がないか確認
- ⑤ 検査又は校正・調整期限は過ぎてないか確認

・計量器の知識

実務担当者は計量器の構造を把握したうえ、正しく使用することが重要です。又これらの知識は組織によって共有され、維持されなければなりません。使用方法や注意点を関係者に周知するなどし、実務担当者をはじめ関係者が力量を備えていることを確実にする必要があります。

<計量器使用上の注意-例->

- ① 被計量物を計量器の中央に静かに載せる
- ② 被計量物が計量器の使用範囲内であることを確認する
- ③ 電気抵抗式はかりは15分以上ウォーミングアップする

・計量を要しない貨物又は固定材等の重量確定方法

別紙業務実施手順書雛形において「4. 1 計量を要しない貨物又は固定材等の重量情報のチェック事項」が定められています。この項目は方法2により重量を確定する確定者が、重量確定依頼者より提供された重量情報との乖離がないことを確認する

業務実施手順の一環として設けられている項目になります。別紙業務実施手順書雛形にも記載がありますが、主に以下の項目を記載しておき、重量情報の確実性を担保することが必要になります。

＜ 記録事項例 ＞

- ・ 貨物、 SHIPPING マークに記載された重量を使用する場合
(例 1 : 重量情報に疑義がある場合は貨物を計測し、実際の重量と乖離がないことを確認する。)
(例 2 : 重量情報が特定計量器又は点検、調整された、器差が ± 5 % の範囲内である計量器で測定された重量であることを確認する。)
- ・ 過去に計測した貨物の重量計測実績を使用する場合
(例 1 : 書類、貨物外観をチェックし、過去に測定したものと相違がないかを確認する。)
(例 2 : 重量情報が特定計量器又は点検、調整された、器差が ± 5 % の範囲内である計量器で測定された重量であることを確認する。)
- ・ コンテナの自重を使用する場合
(例 : 機器受け渡し証 (EIR) 等の書類において転記ミスがないことを確認する。)

・ **重量確定業務 (制度) に関する教育・訓練**

総重量確定の品質を保つためにも、重量確定を行う業務実施者及び登録・届出に係る担当部門の責任者は、その業務を適切に遂行できるよう教育・訓練を受ける必要があります。そのために、社内で重量確定に関する研修カリキュラムを作成し、定期的に研修を実施すること必要になります。なお、その研修についても実施記録を電子媒体もしくは紙媒体で社内保管しておくことが必要になります。

また公開している手順書の雛形にも示しているように、当該項目には実施する社内研修プログラム、実施のタイミング、記録文書に記載する事項などを明記する必要があります。具体的な記録事項としては以下のものが含まれていることが推奨されます。

＜ 記録事項例 ＞

- ・ 記録文書の作成日
- ・ 社内研修の実施日
- ・ 受講した業務担当者の所属、氏名
- ・ 講師の所属、氏名
- ・ 教材、カリキュラムの内容
- ・ 事後フォローアップ 等

・ **記録の管理**

記録 (文書化した情報) は、関係者が必要なときに、必要なところで、入手可能

かつ利用に適した状態である必要があります。コンテナ総重量を確定する際に必要となる記録の例は以下のとおりです。

<管理する記録-例->

- ① 計量器の校正記録
- ② 計量器の点検記録

8. 関係法令

【省令】

特殊貨物船舶運送規則（昭和 39 年運輸省令第 62 号）

危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和 32 年運輸省令第 30 号）

【告示】

特殊貨物を収納する海上コンテナの質量の確定方法等を定める告示（平成 28 年国土交通省告示第 720 号）

危険物を収納する海上コンテナの質量の確定方法等を定める告示（平成 28 年国土交通省告示第 721 号）

※以下の国土交通省のホームページよりダウンロードできます。

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn8_000008.html

9. 各種様式

届出書	第1号様式	届出等の様式は法令では指定しておりません。これらの様式を参考に届出等を行ってください。
点検結果報告書	第2号様式	
届出事項変更届	第3号様式	
届出廃止届	第4号様式	
登録申請書	第5号様式	登録申請等の様式は法令では指定しておりません。これらの様式を参考に登録申請等を行ってください。
登録事項変更申請書	第6号様式	
登録更新申請書	第8号様式	
登録廃止届	第9号様式	
届出書	第e1号様式	電子メールにより届出をする場合には、必ずこの様式を使用してください。様式の電子ファイルは国土交通省ホームページよりダウンロードできます。
点検結果報告書	第e2号様式	
届出事項変更届	第e3号様式	
登録申請書	第e5号様式	
業務実施手順書を備えていることを証明する書類	様式は指定しませんが、ひな形等を参考に作成してください。	
知識・経験を有する証明		
港湾運送事業法等関係法令に抵触しないことを証明する書類		